

婦人保護事業関係通知

(目次)

1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した 婦人保護事業の実施について（H14.3.29 雇児発第 0329003 号局長通知）・・・	1
2 婦人相談所における人身取引被害者への対応について（H16.8.16 雇児福発 第 0816001 号課長通知）	9
3 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応 した婦人保護事業の実施について（H25.10.1 雇児福発 1001 第 2 号課長通知）	14
4 婦人保護事業実施要領（S38.3.19 厚生省発社第 34 号事務次官通知）	15
5 婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に 対する適切な心理学的指導体制の確保について（H14.5.30 雇児発第 0530007 号 局長通知）	24
6 婦人相談所の職員配置基準（婦人相談所に関する政令（S32.4.1 政令 56）、 婦人相談所設置要綱（S38.3.19 厚生省発社第 35 号事務次官通知））	31
7 婦人保護施設の職員配置基準（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 （H14.3.27 厚生労働省令第 49 号））	42
8 婦人相談所が行う一時保護の委託について（H23.3.31 雇児発 0331 第 20 号 局長通知）	50
9 婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について【抜粋】（H15.1.29 厚生労働省 発雇児 0129001 号事務次官通知）	54
10 DV 被害者等自立生活援助モデル事業の実施について（H26.3.24 雇児発 0324 第 3 号局長通知）	56
11 平成 30 年度若年被害女性等支援モデル事業の実施について（H30.5.28 子発 0528 第 1 号局長通知）	67

12 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について (H23.7.27 雇児総発 0727 第 1 号、雇児福発 0727 第 1 号、雇児母発 0727 第 1 号課長通知)	77
---	----

(改正後全文)

雇児発第 0329003 号

平成 14 年 3 月 29 日

〔一部改正〕平成 19 年 3 月 29 日 雇児発第 0329003 号

平成 20 年 1 月 11 日 雇児発第 0111003 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に
対応した婦人保護事業の実施について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律
第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が一部を除き平成 13 年 10 月
13 日に施行され、配偶者暴力防止法の関連規定の要点等については、「「配偶
者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に当たっての婦人
相談所等の対応について」（平成 13 年 9 月 27 日医政発第 963 号、雇児発第
642 号医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）において示したところ
である。

配偶者暴力相談支援センター等の関連規定が平成 14 年 4 月 1 日に施行とな
ることに対応した婦人保護事業の実施については、下記の点に留意いただくと
ともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図り、運用
に遺漏のないようお願いする。

本通知については、社会・援護局と協議済みであることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4
第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 婦人保護事業の対象者の範囲

- 1 配偶者からの暴力被害女性の保護等については、これまでも、売春防止
法に基づき、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設において取り組ま

れてきたところであるが、平成14年4月1日からは、配偶者暴力防止法に基づく業務として位置づけられ（配偶者暴力防止法第2章参照）、当該業務に係る費用の支弁等も配偶者暴力防止法に基づき行われる（配偶者暴力防止法第27条、第28条参照）ことから、今般、「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等について」（平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号厚生労働事務次官通知）により、婦人保護事業実施要領（昭和38年3月19日発社第34号厚生事務次官通知）、婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日発社第35号厚生事務次官通知）について、所要の改正を行った。

この結果、平成14年4月1日以降、婦人保護事業の対象となる女性の範囲は、以下のとおりであること。

ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者

ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）

エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり1のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組まれたいこと。

第2 婦人相談所

1 配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割

婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核機関として、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが求められていること。

また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応すること。

2 一時保護等の適切な実施

婦人相談所は、一時保護の実施という他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も行っている。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であることから、適切に実施されたいこと。

このほか、一時保護については第6の1を参照されたいこと。

なお、市町村が、地方自治法の規定に基づき、都道府県との協議により、条例に基づいて自ら婦人相談所を設置し、一時保護を実施することも可能であるので留意されたいこと。

3 市町村への支援

婦人相談所において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣することなどが考えられること。

特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましいこと。

4 配偶者からの暴力被害者に対する援助

婦人相談所においては、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うこと。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的な援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用を行うことが望ましいこと。

また、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対しては、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うこと。

さらに、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応されたいこと。

第3 婦人相談員

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされていることから、その十分な活用について、検討することが求められていること。また、婦人相談員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討されたいこと。

婦人相談員に求められることは、具体的には次のとおりである。

- ア 婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うこと。
- イ 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっ

ての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられるよう、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得、信頼関係に基づいて援助を行うこと。

ウ 問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うこと。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、配偶者暴力防止法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めること。

第4 婦人保護施設

配偶者暴力防止法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることとされており、婦人保護施設が設置されていない都道府県においては、その必要性の有無について、不断に検討されたいこと。

婦人保護施設に求められることは、具体的には次のとおりである。

ア 単身で保護された被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要であり、婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うこと。

イ 婦人保護施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう、被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導などの援助を継続して実施することが望ましいこと。

第5 婦人保護施設最低基準省令の整備

1 配偶者暴力防止法の婦人保護施設の関連規定が平成14年4月1日に施行になることに伴い、前述の「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等についてにより、婦人保護事業実施要領の改正及び婦人保護施設設置要綱（昭和38年3月19日発社第36号厚生事務次官通知）の廃止を行い、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準省令」（平成14年3月27日厚生労働省令第49号）として整備した（施行は平成14年4月1日）。

同省令第6条は、苦情への対応について規定しており、同条第1項の「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、

- ア 施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決めること
- イ 施設内における苦情解決のための手続の明確化
- ウ 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知

等の措置であること。

- 2 1のイにおける「苦情解決のための手続」としては、
- ・ 入所者からの苦情を受け付ける。
 - ・ 苦情を受け付けた者が、苦情内容及び当該入所者の意向等の確認を行う。
 - ・ 苦情を受け付けた者が、受け付けた苦情及びその対応状況等を施設長等苦情の解決に責任を持つ者に報告する。
 - ・ 苦情申出人と苦情の解決に向けて話し合う。
 - ・ 苦情を申し立てた入所者に対して、苦情への対応内容について通知する。

等の手順が想定され、「手続の明確化」の方法としては、施設内の規定への記載等が想定されること。

また、1のウの「周知」の方法としては、施設内の分かりやすい場所への掲示や、入所時等の機会を捉えた入所者への直接の説明等が想定されること。

- 3 事業者等が苦情解決に取り組むに当たっての具体的な方法に関する指針については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により別途通知されていること。

第6 個別的事項

1 一時保護

- (1) 婦人相談所の一時保護（配偶者暴力防止法第3条第4項に基づき、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）は、第1の1のアからエまでに掲げる者について、以下の場合に行うものであること。

- ア 適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に

保護することが必要であると認められる場合

イ アの場合も含め、その者に対する最も適切な援助の施策を決定し、
婦人保護施設への収容保護又は関係機関等への移送等の措置が採ら
れるまでに、一定期間の入所が必要であると認められる場合

ウ 一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であ
ると認められる場合

エ 心身の健康回復が必要であると認められる場合

配偶者からの暴力被害者について一時保護の必要性を判断するに当た
っては、同人の心身の健康状態、配偶者からの追跡のおそれ、経済状態
等を総合的に勘案されたいこと。

(2) 一時保護が行われる場合には、被害者本人が直接来所して申請する場
合のほか、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、
警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となる場合がある。い
ずれの場合でも、婦人相談所は、福祉事務所、警察等関係機関と速やか
に連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要であること。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を
目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の
確保、負担の軽減等に配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の
場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一
時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えるべきこと。

(3) 一時保護に当たっては、被害者の状況、同伴する家族の有無等を勘案
し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民
間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することとさ
れたいこと。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心
して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう留意すること。

(4) 一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定
し、婦人保護施設への収容保護や母子生活支援施設への入所又は関係機
関等への移送等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の指導、援助を行
うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託
先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をする
こと。

(5) 配偶者暴力防止法第3条第4項に基づく一時保護の委託については、「配
偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規
定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成13年7月23日厚生労働

省告示第254号)のほか、以下の点に留意されたいこと。

ア 婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。特に、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう十分配慮されたい。

また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

なお、被害者の状況を確認する際には、二次被害の発生の防止に十分留意願いたい。

イ 一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服の提供については、婦人相談所一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

一時保護委託施設は、入所者に対する食事の提供（調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えない。）、入浴の提供及び被服の提供、行政機関の訪問等のための入所者の移送を行う。

ウ 婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図る必要がある。

婦人相談所長は、原則として入所期間が1週間を超えるごとに施設から入所者の状況についての書面による報告を受け、できるだけ早期に次の段階の援助施策に移行できるよう援助内容を検討する必要がある。

エ 一時保護を委託する施設及び個別の入所者の秘匿性の確保が最大限図られる必要がある。

オ 同伴児及び同伴者について、本人と同一の施設に一時保護することが困難である場合、別の施設に同伴児及び同伴者の一時保護を委託することを検討する必要がある。ただし、本人が一時保護されていることが前提となる。

同伴児については、同時に児童虐待を受けている可能性もあるこ

とから、アセスメントを行うとともに、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でない判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により被害者とともに適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴児については、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

カ 一時保護を委託する施設の所在地が他の都道府県である場合、入所者の保護、援助に関する責任は、委託元の婦人相談所が有する。

- (6) 婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所のほか、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

このため、具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられるものであること。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあつて相談しやすい、市町村の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を引き継ぐこと等が考えられること。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようになるなど、実質的に引き継ぐこととされたいこと。

2 婦人保護事業の実施者と関係機関等の連携協力

婦人保護事業実施要領や「婦人保護事業の実施に係る取扱いについて」(平成4年6月29日社生95号社会局生活課長通知)等を踏まえ、従前より、婦人保護事業の実施者は、福祉事務所その他の関係機関との緊密な連携を図り、民間団体等の協力も得ながら、また、他の都道府県とも連絡、協力して問題の解決に当たってきたところである。また、配偶者暴力防止法第9条は、被害者の保護を行うに当たって、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等の関係機関が連携を図りながら協力するよう努めるべきことを定めている。

婦人保護事業の実施者と福祉事務所その他の関係機関の一層緊密な連携協力を推進されたいこと。

平成 16 年 8 月 16 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

婦人相談所における人身取引被害者への対応について

近年、人身取引の仲介者等が関与して日本に入国した外国人女性等が、暴力団関係者等により監禁されたり、多額の債務を負わされたりした上、売春等を強要されるという人身取引の被害が大きな問題となっています。

人身取引は重大な人権侵害であり、その撲滅と被害者への適切な対応が喫緊の課題となっており、国においても内閣に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁が一体となってこの課題に取り組んでいるところです。

また、今般、平成 16 年 8 月 16 日付で、警察庁生活安全局生活環境課長より各管区警察局長、警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長あて、別紙のとおり通知が発出されており、警察署等から婦人相談所に対し人身取引の被害を受けた女性（以下「人身取引被害者」という。）の保護の依頼がなされる事案も出てまいります。

については、これまでも婦人相談所においては保護を要する外国人女性に対し必要な相談、一時保護等が行われてきたところですが、上記のような現状を御了知の上、人身取引被害者について、警察署等を含め関係機関と十分な連携を図るとともに、下記の点に留意いただき、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、本通知については、貴職より、婦人相談所等、貴部（局）所管の関係機関に周知を図っていただき、運用に遺漏のないようお願いいたします。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言です。

記

第 1 人身取引被害者が婦人相談所に保護を求めてきた場合

1 基本的な対応

人身取引被害者が婦人相談所に保護を求めてきた場合には、速やかに相談を実施して事情の把握に努め、必要に応じて、人身取引被害者出身国の大使（領事）館への連絡、帰国するための手続の説明、一時保護の実施等の支援を行うこと。

人身取引被害者に対し相談等を行うに際しては、これら被害者が不法滞在の状態にあることが多い反面、基本的な人権侵害の被害者として心身共に過酷な状況に置かれていたことにも十分配慮し、心理的なケアを含めきめ細かな対応を行うこと。

なお、婦人保護事業費負担金の中で外国人婦女子緊急一時保護経費として通訳確保のための経費等を計上しているため、必要に応じて通訳等の確保にも配慮すること。

2 人身取引被害者が不法滞在の状態にある場合の対応

人身取引被害者の中には、不法滞在の状態にある者も多いと考えられる。

そのような場合、最終的には入国管理当局に出頭し不法滞在の状態にあることについて相談する必要があるが、人身取引被害者は重大な犯罪の被害者であり心身に深い傷を負っている場合も少なくないことから、その心身の状況によっては、即時に入国管理当局に出頭させるのではなく、ある程度の期間一時保護を行い、人身取引被害者の心身の安定を図ることも検討すること。この場合には、あらかじめ人身取引被害者に対し、一時保護はあくまでも一時的な保護であり原則として2週間程度の運用となっていることをよく説明しておくなどして、一時保護の終了が円滑になされるよう心掛けること。

なお、不法滞在の状態にある者については、出入国管理及び難民認定法第62条第2項により入国管理当局に通報することとされているが、この通報義務については、既に「出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づく通報義務の解釈に係る通知の送付について」（雇児福発第1209001号平成15年12月9日当職通知）により通知したとおり、法務省入国管理局から「通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である」との解釈が示されているところであるので、即時に通報することにより人身取引被害者の心身の安定を害するなど適切な保護を行うことが困難となる場合には、当分の間通報を差し控えることも可能であること。

3 関係機関との連携

人身取引被害者は、組織的な犯罪の被害者であるため、関係する犯罪組織から危

害を加えられる可能性も否定できないので、そのようなおそれがかがわれる場合には、直ちに最寄りの警察署等に相談し、婦人相談所の警備や入国管理当局に出頭する際の警護等を要請すること。

また、人身取引被害者への支援を行うに当たっては、人身取引被害者出身国の大使（領事）館や関係民間団体との連携協力を努めること。

第2 警察署等から人身取引被害者の保護を依頼された場合

1 警察署等から人身取引被害者の保護を依頼された場合の対応

今般、警察署等における人身取引の被害者の取扱いについて、警察庁より各管区警察局長等あてに別紙のとおり通知が発出され、交番、警察署等に保護を求めた外国人女性等が人身取引の被害者であり、他の犯罪の被疑者でもないと認められる場合には、婦人相談所や関係ボランティア団体等に対し保護を依頼すること等の指示がなされたところであり、警察署等から婦人相談所に対し人身取引被害者の保護の依頼がなされた場合には、依頼元の警察署等関係機関ともよく調整した上、できる限り当該人身取引被害者を受け入れるよう努めること。

2 人身取引被害者を受け入れた場合の対応

警察署等からの依頼に基づき人身取引被害者を受け入れた場合においても、採るべき対応は、基本的には第1の1から3で述べた対応と同様であること。

ただし、警察署等において既に入出国管理及び難民認定法第62条第2項の通報がなされている場合には、重ねて通報する必要はないこと。

なお、警察署等が人身取引被害者の事情聴取を希望する場合には、被害者本人がこれに応ずる意向であることをよく確認した上で、事情聴取に適切な場所を提供するなど、事情聴取が速やかに行われるよう協力すること。



原 議 保 存 期 間 5 年
(平成21年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生環発第226号
平成16年8月16日
警察庁生活安全局生活環境課長

人身取引被害者の取扱いについて

近時、人、特に女性及び児童の人身取引事案については、重大な人権侵害行為であるとともに、犯罪組織の資金源となっているとして、国際的に大きな問題とされつつあるが、我が国においても、いわゆるブローカー等のあっせんにより入国した外国人女性等(児童を含む。以下同じ。)が、諸経費名目で高額の債務を負わされ、売春又は性的労働(以下「売春等」という。)を強要される事案等が依然として発生している。

これらの外国人女性等については、交番、警察署等へ保護(相談を含む。)を求め、事案があることから、当該事案の対応要領を下記のとおり定めたので周知徹底されたい。

記

1 保護要請があった場合の措置

(1) 事情聴取

交番、警察署等において、外国人女性等から保護してもらいたい旨の申し出があり、その者が人身取引被害者である可能性が認められる場合には、警察署又は警察本部の相談室等において事情聴取を行うこと。

なお、事情聴取に当たっては、外国人女性等は、ブローカー、雇用主からの威迫等により精神的に不安定になり、また、警察に不信感を抱いていることも多いので、次の点に配慮すること。

- ① 事情聴取にはできる限り当該外国人女性等の母国語を解する警察職員を充てること(被害者が女性である場合、可能な限り、女性職員を充てること)。
- ② 事情聴取を行う警察職員は、柔和な態度で接するなど外国人女性等の不安感の払拭及び警察への信頼感の醸成に努めること。
- ③ 通訳の選定等についても、①、②の点に配慮すること。

(2) 婦人相談所等への保護依頼

(1)の事情聴取の結果、外国人女性等が人身取引被害者であると認められる場合には、婦人相談所、関係ボランティア団体等に対し、当該外国人女性等の保護を依頼するとともに、当該外国人女性等の国籍国の大使館又は領事館に状況を連絡すること。ただし、外国人女性等が通常、売春等の強要に付随して行われることとなる犯罪(資格外活動や不法残留等)以外の犯罪の被疑者でもあるなど警察において当該外国人女性等の身体を拘束する必要がある場合を除く。

(3) 保護依頼を行うに当たっての留意事項

ア 婦人相談所、関係ボランティア団体等に保護の依頼を行うに当たっては、担

当者と相互に情報交換を行うなど連携を強化し、被害者の安全確保の徹底を図ること。また、人身取引事犯の早期解明を図るため、被害女性等からの事情聴取が迅速かつ適正に行うことができるように調整すること。

イ 保護を依頼した婦人相談所や関係ボランティア団体等の名称、所在地等の保護施設に係る情報については、被疑者等からの嫌がらせ、連れ戻し工作等が行われることを防ぐため、公表しないこと。また、部内でもこれらの情報の共有は関係者に留めること（ボランティア団体は、通常、保護施設の住所、電話番号等を公表していない。）。

ウ 婦人相談所は一時保護（原則2週間程度で運用）を行う施設であることに留意すること。

(4) 参考事項

厚生労働省からは、別添のとおり、都道府県関係部（局）長に対して人身取引被害者の婦人相談所への入所措置について指示がなされている。

2 捜査部門への事案の引継と捜査の徹底

人身取引被害者であると認められた場合には、国外のブローカー組織との接触の経緯、パスポートや査証の入手経緯、我が国への入国のルート等、その組織的背景について詳細に聴取した上で取締り部門に情報を引き継ぎ、雇用主、暴利を貪る悪質な国内外のブローカー、その背後で暗躍する犯罪組織への突き上げ捜査を徹底すること。

3 報告・連絡

前記1の保護要請がなされた場合には、警察庁生活環境課に報告し、同課と緊密な連携を取りながら対応すること。

雇児福発 1001 第 2 号
平成 25 年 10 月 1 日

各都道府県 婦人保護事業主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行
に対応した婦人保護事業の実施について

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 73 号）が平成 25 年 10 月 3 日に施行され、改正後の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号。以下、「法」という。）第 8 条においては、ストーカー行為等（法第 2 条第 2 項のストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること）及び第 3 条の規定に違反する行為（つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由を著しく害され不安を覚えさせること。）をいう。以下同じ。）の相手方に対する支援を行う施設の例示として、婦人相談所が位置付けられました。

婦人保護事業の対象者となる女性の範囲については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日 雇児発第 0329003 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「第 1 婦人保護事業の対象者の範囲」において示しており、従来から、ストーカー行為等の相手方についても、局長通知第 1 の 1 のエに規定する者に含まれることから、支援の対象としてきたところです。

については、今般の法律改正により、平成 25 年 10 月 3 日以降、法においてストーカー行為等の相手方への支援も明確に位置付けられたことから、引き続き適切に対応されるようお願いします。

また、管内の市区町村、関係機関等への周知徹底をお願いします。

なお、この通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

婦人保護事業実施要領

〔昭和38年3月19日 厚生省発社第34号〕
〔各都道府県知事宛 厚生事務次官通知〕

〔一部改正〕昭和47年5月15日厚生省社第411号
昭和60年5月18日厚生省社第452号
平成11年3月31日厚生省障第156号
平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号
平成16年1月20日厚生労働省発雇児第0120002号
平成16年12月2日厚生労働省発雇児第1202002号

第一 婦人保護事業の目的

婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者からの暴力の被害者である女性（以下「暴力被害女性」という。）の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び暴力被害女性（以下「要保護女子等」という。）の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものであること。

第二 関係機関等との連携

婦人保護事業の実施に当たっては社会福祉関係、公衆衛生関係、法務・警察関係、司法関係、教育関係及び雇用・労働関係、男女共同参画関係等の関係機関並びに民生委員、児童委員、保護司、民間団体等の協力機関との緊密な連携を図ること。

第三 婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置等

1 婦人相談所

- (1) 都道府県は、婦人保護事業を実施するため婦人相談所を設置しなければならないことになっているが、設置箇所数については都道府県の実情に即した配慮をすること。
- (2) 婦人相談所の設置に当たっては、その機能を十分発揮できるよう特別の考慮を払うとともに利用者等の心理的影響をも考慮してその設置場所を選定すること。
なお、他の関連する相談所や施設との総合的有機的運営を図るため、これらの相談所や施設と併設することも差し支えないこと。
- (3) 都道府県の行うべき要保護女子等についての婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定並びに移送及び被服等の支給の決定及び実施は、婦人相談所長に行わせること。

2 婦人相談員

- (1) 都道府県は、管内の社会環境等に応じて必要と認められる数の婦人相談員を設置しなければならないこと。
- (2) 市は、売春防止法第三十五条第二項の規定により婦人相談員の設置については任意とされているが、社会環境上その設置を必要とする市にあっては、これを必ず設置するよう指導すること。
- (3) 婦人相談員を設置する場合は、人格高潔で社会的信望があり、かつ、その業務を行うに必要な熱意と識見をもつ真に活動力のある者のなかからこれを任命すること。
- (4) 都道府県の婦人相談員は、原則として、婦人相談所長の指揮監督を受け、市の婦人相談員は原則として、福祉事務所長の指揮監督を受けるものとする。
- (5) 婦人相談員は、原則として、社会環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所において、その業務を行うものとする。
- (6) 婦人相談員の担当区域は、福祉事務所の所管区域とし、必要に応じ、二以上の福祉事務所の所管区域を担当することができるものとする。

3 婦人保護施設

都道府県は、婦人保護施設が要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護のため必要不可欠であることにかんがみ、都道府県の区域内に一以上設置するよう努めること。

第四 婦人保護事業の業務内容

1 都道府県本庁

- (1) 都道府県本庁は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、売春防止対策本部及び関係機関との連絡調整を行うことを目的とした連絡協議会を積極的に開催すること。
- (2) 都道府県本庁は、婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を積極的に行うこと。
- (3) 都道府県本庁は、婦人相談所等が行う婦人保護事業の適正な実施を期し、その効果を一層高めるため、これに対して指導監督を行うこと。
- (4) 都道府県本庁は、管内の各婦人保護施設における要保護女子等の収容保護の適正な実施を期するため、各婦人保護施設について適宜施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査すること。
- (5) 都道府県本庁は、婦人相談所職員、婦人相談員、婦人保護施設職員等について、研修を実施し、これら職員の資質向上に努めること。

2 婦人相談員を設置する市本庁

都道府県本庁の業務の(1)及び(2)に準ずること。

3 婦人相談所

- (1) 婦人相談所は、当該都道府県における婦人保護事業実施の中核機関として、要保護女子の、転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護を円滑に推進するため、関係機関等との連絡協議体制を整備し、個々の事案について連絡協議する等により密接な連携を保つこと。
- (2) 婦人相談所は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 啓発活動

社会環境の浄化に関する啓発活動、配偶者からの暴力の防止に関する啓発活動及び婦人相談所等の行う婦人保護事業とその活動状況に関する啓発活動を関係機関等と連携して実施し、地域住民に対して要保護女子の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護についての的確な理解と密接な協力が得られるよう努めること。

イ 相談

要保護女子等の早期発見のため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女子について広く相談に応じること。

このため、巡回相談、電話相談等についても配慮すること。

ウ 調査

調査は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、本人及びその家庭環境等に関する次に例示するような事項について実情を把握する必要がある場合に行うこと。

なお、調査に当たっては、その効果が十分得られるよう調査内容及び方法等について検討し、必要がある場合にはあらかじめ本人の了解を求めるものとする。

(ア) 本人に関する事項

氏名、生年月日、現住所、心身の健康状況、既往症、生育歴、学歴、職歴、性的被害の状況、売春歴、転落の動機、婚姻歴、妊娠歴、出産歴、交友の状況、趣味等

(イ) 家族に関する事項

夫の状況、子供の状況、家族関係、収入の状況等

(ウ) 社会環境に関する事項

住居環境、職場の状況、勤労状況、地域の状況、近隣との関係等

エ 判定

判定は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、必要がある場合に次に掲げるところにより行うこと。

(ア) 医学的判定

疾病及び機能障害の有無並びに診療の要否について判定すること。

(イ) 心理学的判定

心理学的諸検査及び面接に基づき、心理学的特性の把握等を行うこと。

(ウ) 職能的判定

作業能力及び作業素質の把握等を行うこと。

オ 指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子については転落の未然防止と保護更生を図るため、暴力被害女性についてはその必要な保護を図るため、要保護女子等の態様に応じた効果的な指導等を行うとともに、次に掲げるような措置を探り、それ以外の者については、他法他施策の活用等について指導すること。

(ア) 公共職業安定所等の紹介

職業能力及び本人の職業適性等に適合する職業に就職することができるように公共職業安定所、職業訓練施設等に紹介すること。

(イ) 援護措置の紹介

公営住宅への入居方法、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付並びに生活保護法等による援護措置について紹介すること。

(ウ) 医療機関の紹介・医学的又は心理学的な指導

要保護女子等が疾病に罹患しており、病院又は診療所に入院等を必要とするときは、適当な医療機関を紹介するとともに、必要がある場合は、心理療法等のカウンセリングを行うこと。

(エ) 各種社会福祉施設の活用等

必要と認められる場合には、婦人保護施設以外の各種社会福祉施設の活用を図るとともに、民間団体が運営する施設の利用についての情報の提供等を行うこと。

(オ) 保護命令制度の利用援助

保護命令制度を利用しようとする暴力被害女性に対し、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(カ) 帰宅

要保護女子の居住が一定しており、就職等の理由により婦人保護施設に収容するより帰宅させた方が適当であると認められるときは、帰宅させること。

なお、帰宅後の指導の要否を検討し、必要がある場合は、婦人相談員に訪問指導させること。

(キ) 帰郷

要保護女子の居住地が他の都道府県の区域にあり、当該都道府県の関係機関において適当な指導が行われることが明らかである場合は、当該関係機関へ連絡の上、帰郷させること。

カ 一時保護

(ア) 一時保護（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項に基づき、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）は、緊急に保護すること等が必要と認められる要保護女子等について、最も適当な援助の施策を決定し、婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合にも行うものとし、入所した要保護女子等に対しては、衣食

その他日常生活に必要なものを給付するとともに、性行、生活態度、心身の健康状態等の観察を通じて必要な指導等を行うこと。

なお、一時保護はあらかじめ要保護女子等の申請書を徴した上で行うこと。

(イ) 婦人相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）における処遇の基準は次のとおりとすること。

a 給食

(a) 給食は、できるだけ変化に富み、入所者の健康を維持するのに必要な熱量と栄養素を含有するものでなければならない。

(b) 給食に際しては、献立表を作成することとし、献立表の作成に当たっては保健所等と連絡し、その指導を受けるよう配慮すること。

ただし、栄養士を置いている場合はこの限りではないこと。

b 保健衛生

(a) 入所者の健康管理及び入所者の衣類、寝具等の清潔に十分留意するとともに、適切に入浴させること。

(b) 居室その他入所者が常時使用する部屋は、常に清潔にしておかなければならないこと。

(c) 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならないこと。

(d) 一時保護所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(ウ) 一時保護所は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならないこと。

キ 婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定

(ア) 収容保護の決定

収容保護の決定は、婦人保護施設において就労及び生活に関する指導・援助を行うことが要保護女子の転落の未然防止と保護更生又は暴力被害女性の保護のため必要であると認める場合について行うこと。

なお、収容保護は、あらかじめ要保護女子等の申請書を徴した上で行うこと。

(イ) 収容保護の廃止の決定

a 収容保護の廃止の決定は、当該要保護女子等が退所しても自立することが可能であると認められる場合のほか、おおむね三月以上の長期入院が見込まれる場合等において、原則として婦人保護施設長から協議に基づいて行うこと。

なお、当該要保護女子等がおおむね三月以内の入院加療の後に当該施設へ戻ることが明らかな場合は、廃止の決定を行わずに引き続き収容保護を行うよう婦人保護施設長を指導すること。

b 要保護女子等が無断で退所し、その行方が明らかでない場合にも収容保

護の廃止の決定を行って差し支えないこと。

ク 被服等の支給

一時保護所へ入所した要保護女子等のうち、被服等に困窮している者に対しては、次の要領により、日常生活に直接必要な被服等を支給すること。

(ア) 支給対象

要保護女子等のうち、被服等に困窮し、かつ真に被服等の支給を必要とするものであること。

(イ) 支給基準

最小限度必要数を支給するものとする。

(ウ) 取扱要領

a 被服等の支給は、要保護女子等からの申請に基づき、必要の有無及びその数量について調査をした上で行うこと。

b 被服等の支給は、原則として現物給付の方法によること。

ケ 一時保護を委託する施設

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項に基づき一時保護を委託する施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、入所者の処遇等について当該施設と緊密な連携を図ること。

なお、食事の提供に関しては、調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えないこと。

コ 移送

(ア) 移送は、要保護女子等を帰郷若しくは帰宅させ、社会福祉関係施設、就職先等へ送致し、又は病院へ入院させる等のため必要がある場合に行うこと。

(イ) 移送は、原則として乗車船券等の現物給付の方法によること。

サ 医療

医療は、要保護女子等に対する軽易な疾病治療又は医療機関において治療を受けるまでの応急処置程度のものを行うこと。

4 福祉事務所

(1) 福祉事務所は、その業務を通じて要保護女子等を把握した場合には、婦人相談員に指導させ、又は婦人相談所若しくは婦人相談員に通知する等必要な措置を探ること。

(2) 福祉事務所は、都道府県本庁、婦人相談所及び婦人相談員が実施する婦人保護事業について積極的に協力すること。

(3) 福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、暴力被害女性の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めること。

5 婦人相談員

(1) 婦人相談員は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、次に掲げる業務を行う

ものとする。

ア 要保護女子等の早期発見

婦人相談員は、担当区域における社会環境の実態把握に努めるとともに、関係機関等と緊密な連携を保ち、要保護女子等の早期発見のため積極的に活動すること。

イ 相談

要保護女子等を早期発見するため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女子について広く相談に応じること。

このため、巡回相談等についても配慮すること。

ウ 調査

調査は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、本人及びその家庭環境等に関し、実情を把握する必要がある場合に行うこと。

なお、調査事項及び調査方法については、婦人相談所の例によること。

エ 判定

相談及び調査の結果、医学的、心理学的又は職能的判定を要すると認められる者については、婦人相談所その他の専門機関の判定を求めること。

オ 指導

相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子については転落の未然防止と保護更生を図るため、暴力被害女性についてはその必要な保護を図るため、要保護女子等の態様に応じ、婦人相談所の指導に準じた措置を採り、それ以外の者については、他法他施策の活用等について指導すること。

また、帰宅又は婦人保護施設を退所した要保護女子等については、必要がある場合には、婦人相談所、福祉事務所等との連携を密にして事後指導を行うこと。

- (2) 婦人相談員は、その業務に関し、必要な事項について、婦人相談所長又はその担当区域を管轄する福祉事務所長に随時報告又は通知するものとする。
- (3) 市の婦人相談員は、常時婦人相談所と緊密な連絡を図るものとする。

6 婦人保護施設

- (1) 婦人保護施設の運営は、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第49号）を遵守して行うものとする。
- (2) 要保護女子等の収容保護は、婦人相談所長が行う婦人保護施設への収容保護の決定に基づいて行うものとする。
- (3) 婦人保護施設長は、正当な理由がある場合のほかは要保護女子等の収容保護を拒んではならないこと。
- (4) 被服等に困窮している要保護女子等に対しては、婦人相談所の例により被服等を支給すること。
- (5) 婦人保護施設長は、退所させることが適当と認められる者がいるときは、その退所について婦人相談所長に協議するものとする。

なお、おおむね三月以内の入院加療を要する者のうち、退院後当該施設へ戻ることが明らかなものについては、婦人相談所長に通知し、引き続き収容保護を行

うようにすること。

また、入所者が無断で退所した場合には、速やかにその旨を婦人相談所長に報告し、その指示に従うものとする。

- (6) 退所後における要保護女子等の後保護及び指導については、婦人相談所、婦人相談員、福祉事務所等の関係機関等と連絡をとり、遺漏のないように努めるものとする。

第五 一般的留意事項

- 1 要保護女子等のうち十八歳未満の者、精神障害者、知的障害者又は乳幼児を同伴している者等児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法又は身体障害者福祉法による福祉の措置等他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と十分協議した上で行うこと。
- 2 一時保護又は婦人保護施設に収容保護された要保護女子等が無断退所した場合等における遺留金品については、その品目、数量等についてその都度遺留金品台帳に記録して保管すること。ただし、当該遺留品が腐敗し又は滅失するおそれがある場合は、これを売却し、その代価を遺留金品台帳に記録して保管すること。
- 3 婦人相談所の職員、婦人相談員及び婦人保護施設の職員は、婦人保護事業と極めて密接な関連のある生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、生活福祉資金貸付制度、職業安定法、労働基準法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、母体保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、更生保護事業法、犯罪者予防更生法及び少年法等各般の制度について常に十分な知識を有するよう努めなければならないこと。
- 4 婦人相談所、福祉事務所等の暴力被害女性の保護に関わる機関は、暴力被害女性の保護に係る職員の職務の執行に関して暴力被害女性から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めること。
- 5 暴力被害女性の保護に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、暴力被害女性の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、暴力被害女性の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすること。

第六 報告

次に掲げる場合は、その都度当該事項を当省あて報告すること。

- 1 婦人相談所の名称、所在地、設備の規模及び構造並びに職員及び一時保護の定数について変更した場合

- 2 婦人相談所及び婦人相談員に関し、都道府県又は市の条例及び規則等を制定し又は改廃した場合
- 3 婦人保護施設の名称、所在地、設備の規模及び構造並びに職員及び定数について変更した場合

第七 施行期日

この通知は、平成16年12月2日から施行すること。

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び
同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、今般、婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族等に対する適切な心理学的指導体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成 14 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

第 1 趣 旨

婦人相談所一時保護所、婦人保護施設に心理療法の技術を有する職員を配置し、配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的とする。

第 2 対象施設等

- 1 婦人相談所一時保護所
- 2 婦人保護施設

婦人保護施設において、この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施に係る指定の申請を行うこととし、都道府県知事は次により各年度ごとに指定するものとする。

- ① 「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成 14 年 3 月 27 日厚生労働省令 49 号）が遵守されており、かつ法人及び施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- ② 配偶者からの暴力等の理由により、心理療法が必要と婦人相談所長が認

めた被害女性及びその同伴する家族等が合計10名以上いること。

- ③ 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。

都道府県民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2及び3により、当局家庭福祉課まで報告すること。

なお、指定を受けた施設であっても、年度途中の実績が上記②を下回っており、かつ、下回っていることについて、やむを得ないと認められる事由がない場合は、当該指定を取り消すこと。

第3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

第4 対象者

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下、「配偶者暴力防止法」とする。）第3条第3項第3号による一時保護を受ける被害女性及びその同伴する家族等
- 2 配偶者暴力防止法第5条による保護を受ける被害女性及びその同伴する家族等

第5 業務内容

- 1 婦人相談所一時保護所に配置される心理療法担当職員
 - ① 心理面接
 - ② 心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助
 - ③ 婦人相談所職員等への助言
 - ④ 心理療法等
- 2 婦人保護施設に配置される心理療法担当職員
 - ① 心理面接
 - ② 心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助
 - ③ 心理療法
 - ④ 婦人保護施設職員等への助言等

第6 事業の実施にかかる留意事項

- 1 婦人相談所一時保護所
 - ① 心理療法を担当する職員を1名配置すること。
 - ② 配偶者からの暴力被害女性等の一時保護を委託して行う場合は、当該職員が委託先を訪問する等により、配偶者からの暴力被害女性等に対して業務を行うこと。

- ③ 事業は、年間を通しておおむね各週 5 日程度実施するものとする。
- ④ 心理療法を担当する職員は、嘱託医等の意見を聞くように努めること。
- ⑤ 同伴する児童に対して心理療法を実施するにあたっては、児童相談所との連携に努めること。

2 婦人保護施設

- ① 別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たし、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に心理療法を担当する職員を 1 名配置するものとする。
- ② 婦人相談所一時保護所を併設しているか否かを問わず心理学的指導体制を確保することとする。なお、心理療法を担当する職員は常勤職員であることが望ましいが、経過措置として、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する常勤的非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間等を満たす場合を含む。）又は非常勤職員でも可とする。
- ③ 事業は、年間を通しておおむね各週 5 日程度実施するものとする。
- ④ 心理療法を担当する職員は、嘱託医等の意見を聞くように努めること。
- ⑤ 同伴する児童に対して心理療法を実施するにあたっては、児童相談所との連携に努めること。

第 7 経費

この心理療法担当職員の配置のための経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県民生主管部（局）長 ㊟

平成 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定状況について

標記について、平成19年3月29日雇児発第0329005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の第2の2に基づき報告する。

1. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定状況

所管 婦人保護施設数	心理療法実施施設 申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)

(注1) 都道府県に申請があった施設の数を記入すること。

(注2) 都道府県に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。

2. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定一覧

指定施設名	経営主体	心理療法担当職員 基準額適用状況(注3)	心理療法 事業開始年月日

(注3) 適用する基準額(常勤職員・常勤的非常勤職員・非常勤職員)のいずれかを記載すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県民生主管部（局）長

平成 年度婦人保護施設における心理療法の実施状況について

標記について、平成19年3月29日雇児発第0329005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の第2の2に基づき報告する。

1. 平成 年度心理療法実施施設指定状況

所管婦人保護施設数	うち指定施設数（注）

（注）都道府県に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施報告書 ----- 別紙様式3

別紙様式 3

平成 年度 婦人保護施設における心理療法実施報告書

1 指定施設名 _____

2 心理療法担当職員の数 _____ 人（うち常勤的非常勤職員 _____ 人、非常勤職員 _____ 人）

3 心理療法担当職員の基準額適用状況 _____ 常勤職員・常勤的非常勤職員・非常勤職員 _____

4 心理療法実施数等

（1）実施対象者数 _____

（2）心理療法等の実施回数

内 容	心理面接	心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助	心理療法	婦人保護施設職員等への助言	その他 〔具体例〕	計
回 数						

（3）対象者の年齢・被害分類別数

	身体的暴力又は身体的虐待	経済的暴力又は保護の怠慢・拒否	性的暴力又は性的虐待	心理的暴力又は心理的虐待	〔その他〕	計
暴力被害女性						
上記以外の女性						
0～3歳未満						
就学前児童						
小学生						
中学生						
上記以外の児童						
児童以外の 同伴家族						
計						

5 心理療法実施対象者の状況

心理療法実施対象者数（ _____ 人）

番号	年齢	性別	入 所 年 月	被害の 分類等	心理療法の実施状況	心理療法の効果
備考	・年間延実施日数 _____ 日					
	・1日当たり平均実施時間 _____ 時間					

注1 被害の分類等については、暴力被害女性にあつては暴力被害の内容（身体的暴力、経済的暴力、心理的暴力、性的暴力）により、同伴家族にあつては虐待の分類（身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否、性的虐待、心理的虐待）より主な理由を1つ選んでください。

2 心理療法の実施状況については、上記8の（2）の心理療法を担当する職員の業務内容及び実施頻度等を記入してください。（例）週1回2時間の心理療法を半年実施した。

3 心理療法の効果については、（改善、やや改善、変化なし）の中から選択するとともに、具体的な状況を簡単に記述してください。

別添

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 —	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51～100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期収容施設	18	1	2	1	9	1	1	3	

(注) 括弧書きは、非常勤職員の別掲である。

1. 婦人相談所の職員配置基準(最低基準)

婦人相談所に関する政令(昭和32・4・1政令56)	婦人相談所設置要綱(昭和38・3・19次官通知)
<p>(婦人相談所の職員)</p> <p>第二条 婦人相談所には、判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。</p> <p>2 判定をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であつて次の各号の一に該当するものうちから任用するように努めなければならない。</p> <p>一 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者</p> <p>三 前各号に掲げる者に準ずる者</p> <p>3 相談及び調査をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有するものうちから任用しなければならない。</p>	<p>第二 職員</p> <p>1 職員の設置等 (略)</p> <p>相談所には、所長のほか、相談所の各種判定、相談等の専門的機能を維持するため、相談、調査及び指導をつかさどる職員、判定をつかさどる職員、医師等の専門的職員が必要とされること。</p> <p>また、一時保護所には、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性を一時保護するために必要な職員を置かなければならないこと。 (略)</p>

2. 婦人相談所一時保護所の職員配置基準(予算上)

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医
50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)
51~100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)

(注)()書きは、非常勤の別掲である。

3. 婦人相談所一時保護所の職員配置(加算)

- 夜間警備体制強化加算(警備員1施設2名まで雇い上げ)
 - 心理療法担当職員雇上費加算(1名)
 - 同伴児童対応指導員雇上加算(同伴児童1日当たりの平均保護人数が21人以上の場合5名、16人以上21人未満の場合4名、11人以上16人未満の場合3名、6人以上11人未満の場合2名、6人未満の場合は1名)
 - 個別対応職員加算(1名)※虐待・DV補助金(婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業)H30～
- ※外国人婦女子緊急一時保護経費として通訳雇上費(その他、旅費、医療費)

4. 婦人相談所の設備基準 (婦人相談所設置要綱(昭和38・3・19次官通知))

第三構造設備

1 相談所に必要な設備は次のとおりとすること。ただし、他の関連する相談所等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 管理及び相談等関係

ア 所長室兼応接室

イ 事務室

ウ 相談室

エ 診療室

オ 判定室

カ 宿直室

キ 便所

(2) 一時保護関係

ア 居室

イ 浴室

ウ 洗面所

エ 食堂

オ 調理室

カ 洗濯場

キ 便所

ク 指導員室

(3) 共通的关系

消火設備

2 前項の設備の基準は、次のとおりとすること。

(1) 居室

ア 入所者一人当たり居住有効面積はおおむね三・三平方メートル以上とすること。

イ 居室には各人別に寝具等を収納し得る押入その他の設備のほか、私物棚等を設けること。

ウ 居室は、日照、採光、換気、採暖等について十分に考慮された構造とすること。

エ 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

(2) その他

ア 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けること。

○婦人相談所に関する政令 (昭和三十二年政令第五十六号)

内閣は、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十六条第五項及び第二十二條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（婦人相談所の所長）

第一条 婦人相談所の所長は、都道府県知事（婦人相談所を設置する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を含む。次条第二項において同じ。）の補助機関である職員であつて婦人相談所の所長の職務を行うに必要な識見をもっているもののうちから任用しなければならない。

（婦人相談所の職員）

第二条 婦人相談所には、判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。

- 2 判定をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であつて次の各号の一に該当するもののうちから任用するように努めなければならない。
 - 一 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有するもの
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
 - 三 前各号に掲げる者に準ずる者
- 3 相談及び調査をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有するもののうちから任用しなければならない。

（国が負担する費用の範囲）

第三条 売春防止法（以下「法」という。）第四十条第一項の規定により国が負担する法第三十八条第一項第一号に掲げる費用の範囲は、婦人相談所（要保護女子を一時保護する施設を含む。以下同じ。）の運営に要する費用（次項各号、第三項及び第四項各号に掲げる費用を除く。）とする。

- 2 法第四十条第一項の規定により国が負担する法第三十八条第一項第五号に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 一時保護の実施に要する費用（第四項第一号に掲げる費用を除く。）
 - 二 一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用（第四項第二号に掲げる費用を除く。）
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条第一項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により国が負担する同法第二十七条第一項第一号（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に掲げる費用の範囲は、同法第三条第三項（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づき同法第三条第三項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次項各号に掲げる費用を除く。）とする。
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十八条第一項の規定により国が負担する同法第二十七条第一項第二号（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）

に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。次号において同じ。）の実施に要する費用
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用

（費用の算定基準）

- 第四条 前条第一項及び第三項の費用は、厚生労働大臣が定める職員の旅費、備品費、消耗品費等の額を合計して算定するものとする。
- 2 前条第二項第一号及び第四項第一号の費用は、厚生労働大臣が地域差等を考慮して定める被収容者一人一日当たりの飲食物費、被服費、保健衛生費等の合計額に被収容者の延べ人員を乗じて算定するものとする。
 - 3 前条第二項第二号及び第四項第二号の費用は、厚生労働大臣が地域差、被収容者の延べ人員等を考慮して定める職員の給与及び旅費並びに庁費等の額を合計して算定するものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三三年七月一八日政令第二二四号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 （昭和四七年四月二八日政令第一〇九号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則 （昭和六〇年五月一八日政令第一二七号） 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第三条の規定による改正後の精神衛生法施行令第二条及び第四条の規定による改正後の婦人相談所等に関する政令第四条の規定は、昭和六十年以降の年度の予算に係る国の補助又は負担（昭和五十九年度以前の年度における事務の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の補助又は負担を除く。）について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の補助又は負担については、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇九号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月三〇日政令第一四六号）

この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地域保健法施行令第九条及び第二条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第三条の規定は、平成十三年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用する。

附 則 （平成一四年二月八日政令第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年三月三十一日政令第九八号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年四月一日政令第一九三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第十五条、第二条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第三十条、第三条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第四条第一項、第四条の規定による改正後の知的障害者福祉法施行令第十二条及び第五条の規定による改正後の老人福祉法施行令第五条第五項の規定は、平成十五年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十四年度以前の年度の歳出予算に係る国又は都道府県の負担で平成十五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年一二月一日政令第三七〇号）

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月二日）から施行する。

附 則 （平成一七年四月一日政令第一四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（児童福祉法施行令及び婦人相談所に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十三条の規定並びに第六条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第三条及び第四条の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

第七条 一部改正法の施行前に行われた一部改正法第五条の規定による改正前の売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）附則第六項及び第七項の規定による国の貸付けについては、第六条の規定による改正前の婦人相談所に関する政令（以下「旧婦人相談所政令」という。）附則第二項から第六項までの規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧婦人相談所政令附則第二項中「法附則第八項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた一部改正法第五条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）附則第八項」と、旧婦人相談所政令附則第三項中「法附則第六項及び第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項及び第七項」と、旧婦人相談所政令附則第六項中「法附則第十二項」とあるのは「一部改正法附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧売春防止法附則第十二項」とする。

附 則 （平成一八年十一月二二日政令第三六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一二月二六日政令第三五八号）

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年三月三十一日政令第一二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

婦人相談所設置要綱

〔 昭和 38 年 3 月 19 日 厚生省発社第 35 号
各都道府県知事宛 厚生事務次官通知 〕

〔一部改正〕 昭和 47 年 5 月 15 日

昭和 60 年 5 月 18 日厚生省社第 452 号

昭和 62 年 3 月 9 日厚生省社第 145 号

平成 14 年 3 月 29 日厚生労働省発雇児第 0329009 号

第一 目的

この要綱は、売春防止法第三十四条の規定により設置される婦人相談所（以下「相談所」という。）の職員の配置及び構造設備の基準を定め、もって婦人保護事業の実施に遺憾のないようにするものであること。

第二 職員

1 職員の設置等

相談所における職員の設置及び任用については、婦人相談所等に関する政令（昭和 32 年政令第 56 号）第一条及び第二条に規定されているところであるが、相談所には、所長のほか、相談所の各種判定、相談等の専門的機能を維持するため、相談、調査及び指導をつかさどる職員、判定をつかさどる職員、医師等の専門的職員が必要とされること。

また、一時保護所には、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性を一時保護するために必要な職員を置かなければならないこと。

なお、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談所や施設等と兼務することも差し支えないこと。

2 職員の職務分掌

（1）所長

職員を指揮監督し、相談所における業務の全般についてその責に任ずること。

（2）相談指導員

相談、調査、指導、一時保護、婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定に関する事務並びに啓発活動を担当すること。

（3）判定員

心理学的判定及び職能的判定を担当すること。

（4）医師

医学的判定及び相談所における診療を担当すること。

なお、嘱託医師は、少なくとも週一回は定期的に、その他必要に応じて来所し、前記業務を担当すること。

（5）事務員

受付、会計経理、統計事務、遺留金品の保管及び他の職員の所管に属さない事務を担当すること。

(6) 一時保護所職員

一時保護所に関する業務を担当すること。

第三 構造設備

1 相談所に必要な設備は次のとおりとすること。ただし、他の関連する相談所等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 管理及び相談等関係

- ア 所長室兼応接室
- イ 事務室
- ウ 相談室
- エ 診療室
- オ 判定室
- カ 宿直室
- キ 便所

(2) 一時保護関係

- ア 居室
- イ 浴室
- ウ 洗面所
- エ 食堂
- オ 調理室
- カ 洗濯場
- キ 便所
- ク 指導員室

(3) 共通的关系

消火設備

2 前項の設備の基準は、次のとおりとすること。

(1) 居室

- ア 入所者一人当り居住有効面積はおおむね三・三平方メートル以上とすること。
- イ 居室には各人別に寝具等を収納し得る押入その他の設備のほか、私物棚等を設けること。
- ウ 居室は、日照、採光、換気、採暖等について十分に考慮された構造とすること。
- エ 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

(2) その他

- ア 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けること。

イ 調理室、浴室等の火気を用いる部分の周囲は、不燃材料で被覆すること。

第四 非常災害の対策

消火器、防火用水等の消火設備及び非常口、非常階段等の避難設備を設けるほか、必要な警報設備を設け、また、定期的に屋内配線の点検を実施し、随時煙突と屋根、壁等の接触箇所の点検を実施すること。

第五 帳簿及び記録

相談所に備えつけなければならない帳簿は、次のとおりとすること。

1 管理に関する帳簿

- (1) 当該相談所に関する条例又は規則を記載した書類
- (2) 沿革に関する記録
- (3) 職員に関する記録
- (4) 事業日誌
- (5) 重要な会議の議事録
- (6) 通知及び報告綴

2 利用者に関する帳簿

- (1) 受付台帳
- (2) 婦人保護台帳(相談記録票を含む。)
- (3) ケース番号索引簿
- (4) 収容保護の決定及びその廃止の決定書綴
- (5) 被服等支給台帳
- (6) 遺留金品台帳
- (7) 給食台帳
- (8) 一時保護台帳
- (9) 一時保護関係日誌
- (10) 移送台帳

3 会計、経理に関する帳簿

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 金銭出納簿
- (3) 支出簿
- (4) 収支計算書
- (5) 物品受払簿
- (6) 備品台帳
- (7) その他必要な書類

1. 婦人保護施設の職員配置基準(最低基準)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成14・3・27厚労令49)	予算上の配置基準																																								
<p>(職員) 第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。</p> <p>(施設長の資格要件) 第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。</p> <p>二 罰金以上の刑に処されたことのない者であること。</p> <p>三 心身ともに健全な者であること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>施設長</th> <th>事務員</th> <th>主任指導員</th> <th>指導員</th> <th>看護師</th> <th>栄養士</th> <th>調理員等</th> <th>嘱託医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>51～100人</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>長期収容施設</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)括弧書きは、非常勤職員の別掲である。</p>		総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医	50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)	51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)	長期収容施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)
	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医																																
50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)																																
51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)																																
長期収容施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)																																

2. 婦人保護施設の職員配置(加算)

- 夜間警備体制強化加算(警備員1施設1名まで雇い上げ)
- 心理療法担当職員雇上費加算(1名)
- 同伴児童対応指導員雇上加算(同伴児童1日当たりの平均保護人数が21人以上の場合5名、16人以上21人未満の場合4名、11人以上16人未満の場合3名、6人以上11人未満の場合2名、6人未満の場合は1名)
- 精神科雇上費(精神に障害のある者が10人以上の場合、@13,570円/回)
- 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算(通訳者:日額10,790円、CW:日額7,180円)
- 個別対応職員加算(1名)H30～

3. 婦人保護施設の設備基準(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14・3・27厚労令49))

第十条

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所
- 十二 浴室
- 十三 便所
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。
 - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
 - ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。
ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
- 二 相談室
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 医務室
入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- 四 食堂及び調理室
食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
- 五 その他の設備
 - イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第十一条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準

(平成十四年三月二十七日厚生労働省令第四十九号)

(趣旨)

第一条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条及び第九条の規定による基準
- 二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準
- 三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準
この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第二条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第三条 婦人保護施設は、最低基準（社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準いう。）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第六条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第三十四条 に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

1 婦人保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項 の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第七条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第八条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。

(施設長の資格要件)

第九条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。
- 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- 三 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第十条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)

は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次号において同じ。)でなければならない。

2 前号の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備等の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 事務室

二 相談室

三 宿直室

四 居室

五 集会室兼談話室

六 静養室

七 医務室

八 作業室

九 食堂

十 調理室

十一 洗面所

十二 浴室

十三 便所

十四 洗濯室

十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

四 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

五 その他の設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第十一条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(自立の支援等)

第十二条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第十三条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の

方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第十四条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する、水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

(給付金として支払いを受けた金銭の管理)

第十四条の二 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

*本文の「厚生労働大臣が定める給付金」＝平二三厚労告三七六号（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四号の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金）

(関係機関との連携)

第十五条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に存する婦人保護施設の建物については、第十条第一項の規定は、適用しない。

附則（平二七・九・三〇厚労令一五二）

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

雇児発0331第20号
平成23年3月31日
〔一部改正〕 雇児発0727第7号
平成23年7月27日
雇児発0331第22号
平成28年3月31日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

婦人相談所が行う一時保護の委託について

婦人相談所が行う一時保護の委託については、下記の点に留意し、適切な運用を図られるようお願いする。

なお、「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」（平成14年3月29日雇児福発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、「人身取引被害者の一時保護の委託について」（平成17年4月1日雇児福発第0401001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」（平成19年3月29日雇児発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」（平成19年3月29日雇児福発第0329004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）は、本通知の施行に伴い廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 一時保護委託の対象者の範囲

次の（1）及び（2）に掲げる者について、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、一時保護の委託が可能となること。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条第4項に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者
- (2) 売春防止法に基づく要保護女子（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成14年3月29日雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。）の第1に定める対象者のうち1のウを除く者）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。
 - ② 恋人からの暴力の被害者であること。
 - ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。
 - ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）第8条第1項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。
 - ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。
 - ⑥ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。

2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年7月23日厚生労働省告示第254号）や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

- (1) 基本的な支援の内容は次のとおりとすること。
 - ① 入所者に対する食事の提供（調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えない。）、入浴の提供及び被服の提供、行政機関への訪問等のための入所者の移送（人身取引被害者の場合にあっては出身国の大使（領事）館等との連絡・調整、移送）を行うこと。
 - ② 一時保護委託対象者の人権、配偶者からの暴力や人身取引被害の特性、安全の確保や秘密の保持、自立支援等に関する研修を行った職員により保護・支援を行うこと。
- (2) 一時保護の委託契約においてさらに以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 委託料の経理に当たっては、委託一時保護所に係る区分を設け、委託事業とそれ以外の事業を明確に区分して処理すること。
 - ② 都道府県知事は委託事項の実施状況に関して報告と資料の提出を求めることができること。
 - ③ 委託事業の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を都道府県知事に報告すること。

- ア 災害その他の事由により、委託業務の執行が困難になったとき
 - イ 委託された者に事故があったとき
 - ウ ア、イに掲げるもののほか、運営に支障をきたすような事態が発生したとき
- ④ 委託業務に関連して知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(3) 委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあつては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

(4) 外国人婦女子緊急一時保護経費の一時保護委託施設における活用については、次の点に留意すること。

外国人婦女子緊急一時保護経費については、婦人相談所の一時保護所のみならず、一時保護委託を行う施設においても活用することが可能であることから、その必要が生じた場合には婦人相談所は適切に対応すること。

3. 経費

この一時保護委託に要する経費については、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知）の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

一時保護委託基準

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十三年七月二十三日厚生労働省告示第二百五十四号）

- 一 地方公共団体、社会福祉法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）の保護の実施に関し相当の活動実績を有する者であること。
- 二 被害者の一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「委託一時保護所」という。）が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した被害者（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びに入所者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。
- 三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。
 - イ 入所者を二週間以上継続して入所させること。
 - ロ 入所者に対して食事（調理のための設備を有する委託一時保護所にあつては、食材を含む。）及び被服を提供すること。
 - ハ 入所者の処遇について、婦人相談所と連携を図ること。
 - ニ 夜間を含め、速やかに入所者と連絡を取ること。
- 四 事前に都道府県と報告徴収等について定めた委託契約を締結していること。

○婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について【抜粋】

(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号事務次官通知)

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5負担(補助率)												
婦人保護 事業費 負担金	事務費	<p>12 配偶者暴力防止法に基づく配偶者から暴力を受けた者(以下、「暴力被害者」という。)の一時保護委託費 暴力被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,790円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>同伴児 就学前児童</td> <td style="text-align: right;">4,610円</td> </tr> <tr> <td>就学児から18歳未満児童</td> <td style="text-align: right;">2,450円</td> </tr> <tr> <td>同伴者</td> <td style="text-align: right;">2,060円</td> </tr> </table> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p> <p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>児童 就学前児童</td> <td style="text-align: right;">7,700円</td> </tr> <tr> <td>就学児から18歳未満の児童</td> <td style="text-align: right;">5,540円</td> </tr> <tr> <td>児童以外の者</td> <td style="text-align: right;">5,160円</td> </tr> </table> <p>(注) 暴力被害者本人の一時保護が前提であること。(14日を超えた場合も同様)</p>	同伴児 就学前児童	4,610円	就学児から18歳未満児童	2,450円	同伴者	2,060円	児童 就学前児童	7,700円	就学児から18歳未満の児童	5,540円	児童以外の者	5,160円	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕費、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	5/10
同伴児 就学前児童	4,610円															
就学児から18歳未満児童	2,450円															
同伴者	2,060円															
児童 就学前児童	7,700円															
就学児から18歳未満の児童	5,540円															
児童以外の者	5,160円															

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5負担 (補助率)												
		<p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,630円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>同伴児 就学前児童</td> <td>4,610円</td> </tr> <tr> <td>就学児から18歳未満児童</td> <td>2,450円</td> </tr> <tr> <td>同伴者</td> <td>1,910円</td> </tr> </table> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <table border="0"> <tr> <td>児童 就学前児童</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td>就学児から18歳未満の児童</td> <td>5,540円</td> </tr> <tr> <td>児童以外の者</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費</p> <p>別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下、「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 要保護女子分 前項[14日以内の場合]の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項[14日以内の場合]の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 要保護女子分 前項[14日を超えた場合]の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項[14日を超えた場合]の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>	同伴児 就学前児童	4,610円	就学児から18歳未満児童	2,450円	同伴者	1,910円	児童 就学前児童	7,700円	就学児から18歳未満の児童	5,540円	児童以外の者	5,000円		
同伴児 就学前児童	4,610円															
就学児から18歳未満児童	2,450円															
同伴者	1,910円															
児童 就学前児童	7,700円															
就学児から18歳未満の児童	5,540円															
児童以外の者	5,000円															

雇児発 0324 第 3 号
平成 26 年 3 月 24 日
(一部改正) 雇児発 0605 第 4 号
平成 27 年 6 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公印省略）

DV 被害者等自立生活援助モデル事業の実施について

DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害等により、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方々の中には、基本的な生活習慣は身に付いているものの、精神面での被害の影響が大きく、随時、行政機関等への同行支援や、自立に向けた助言を必要とする場合があります、そのような方々に対する支援内容の確立が求められている。このため、民間シェルターに入所している被害女性等に対する自立支援及び退所後の定着支援の活動を試行的に支援することを通じ、支援のモデルとなる枠組みを構築するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正且つ円滑な実施について通知する。

なお、この通知については、都道府県知事から婦人相談所等の関係機関及び管内市に対して、指定都市市長及び中核市市長から管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

DV被害者等自立生活援助モデル事業実施要綱

第1 目的

DV被害者等自立生活援助モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、婦人相談所の一時保護（一時保護委託を含む）解除後のDV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受けた等の女性（以下、「DV被害等女性」と言う）が地域で自立していくために必要な支援を試行的に実施することにより、地域における支援体制の枠組みを構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）とする。

なお、実施主体は事業の全部又は一部について、年間を通じてDV被害等女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下、「委託団体」という。）に委託することができる。この場合、委託団体は、DV被害等女性を受け入れる機能を有し、DV被害等女性の支援を5年以上継続して行っている団体とすることが望ましい。

第3 対象者

本事業の対象者は、DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受け、民間シェルター等の一時的な居住場所に居住し、自立のための相談・支援を希望する者であって、実施主体が本事業の対象とすることを適当と認めた者とする。

また、DV被害等女性の同伴家族についても、本事業の対象として差し支えない。

第4 事業内容

1. 事業の内容

本事業においては、以下の自立支援事業及び定着支援事業を実施する。

なお、実施主体につき、年間概ね10世帯程度を支援対象とすること。

(1) 自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、例えば、

- ① 生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）
- ② 行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援
- ③ 就職支援
- ④ その他必要な相談

などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

(2) 定着支援事業

(1)の支援により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、例えば、

- ①電話相談
- ②家庭訪問
- ③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等

職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

2. 事業の実施方法

(1) 本事業の実施に当たっては、実務上の責任者一人を、委託団体等の職員のうちから適当と判断される者を選定して配置するものとする。

(2) 本事業による支援は、対象者毎に個別支援計画書（別添1及び別添2）を作成して行うこと。

また、個別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなど、対象者の意見が十分に反映されるように留意するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(3) 自立支援事業については、原則として週に一回以上支援を行うこと。なお、特に支援が必要と思われる者に対しては、必要に応じた支援に配慮すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等のDV被害等女性に対する支援を行う関係機関と連携を密にすると共に、地域社会の理解と協力が得られるよう配慮すること。

第5 事業実施に係る報告

本事業は、DV被害等女性に対する支援のモデルとなる枠組みを構築するためのものであることから、事業の支援効果について検証し、課題の把握を行うと共に、別添3による事業実施に係る報告を、翌年度4月末日までに当省雇用均等・児童家庭局長に対して行うこと。

第6 経費

国は、別に定めるところによりこの事業の運営に要する経費を補助するものとする。

第7 留意事項

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて周知徹底を図る等の対策を講ずること。

また、関係機関の間で情報共有を行うことについて、支援開始時点等で対象者から同意を得ておくものとする。

なお、事業を委託する場合には、個人情報の取扱いについて委託団体との契約において明確に定めること。

第8 その他

実施主体は、本実施要綱に基づくモデル事業について国の補助を受けようとする時、あるいは助成を行い、それについて国の補助を受けようとする時は、予め別に定めるところにより協議し、承認を受けるものとする。

個人別支援計画書・報告書

氏名 (歳)	(歳)
退所した婦人相談所 (入所期間)	(年 月 日～ 年 月 日)
同伴家族の状況	有 () ・無

①自立支援事業	
当該施設の入所・退所年月日	年 月 日～ 年 月 日
支援目標	
支援方法	
備 考	

支援経過	
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
支援結果	

退所後の居住先 (①退所後)	(年 月 日～)
-------------------	-----------

②定着支援事業	

支援目標	
支援方法	
備 考	
支援経過	
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

支援結果	
------	--

支援結果を踏まえた結果報告 (①自立支援事業及び②定着支援事業を実施した結果について)	
--	--

別添2（様式例）

指 導 台 帳 （ 平 成 年 度 ）

事業実施施設名：

担当職員名：

No	対象者 氏名	①自立支援事業							施設（①）退所 後の行き先	②定着支援事業								
		対面による指導			電話等による指導			備考		対面による指導			電話等による指導			備考		
		回数	月／日		回数	月／日				回数	月／日		回数	月／日				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		

※必要に応じ、行を追加して記載

(別添3) DV被害者等自立生活援助モデル事業 実施結果報告書

(自治体名:) <区市については都道府県名も記載: >

担当部署名		担当者名	
電話番号		E-mail	

以下の項目について、実施結果を報告すること。また、必要に応じて詳細資料等を添付すること。【提出期限:事業実施年度の翌年度4月末日】

1. 実施施設・団体について

- ① 施設・団体名、定員・現員等
- ② 職員数、勤務状況等
- ③ 経理状況(本事業以外の補助金等の受給状況)

2. 実施結果について

① 自立支援事業

- ア. 実施世帯について(世帯数、受入前の状況等)
- イ. 支援内容について(支援内容、頻度、一回の支援に係る時間等)
- ウ. 勤務体制について(支援を行った者の資格、勤務状況等)
- エ. 関係機関(婦人相談所等)との連携状況について
- オ. その他

② 定着支援事業

- ア. 自立支援事業(①)後の行き先について
- イ. 支援内容について(支援内容、頻度、一回の支援に係る時間等)
- ウ. 勤務体制について(支援を行った者の資格、勤務状況等)
- エ. 関係機関(婦人相談所等)との連携状況について
- オ. その他

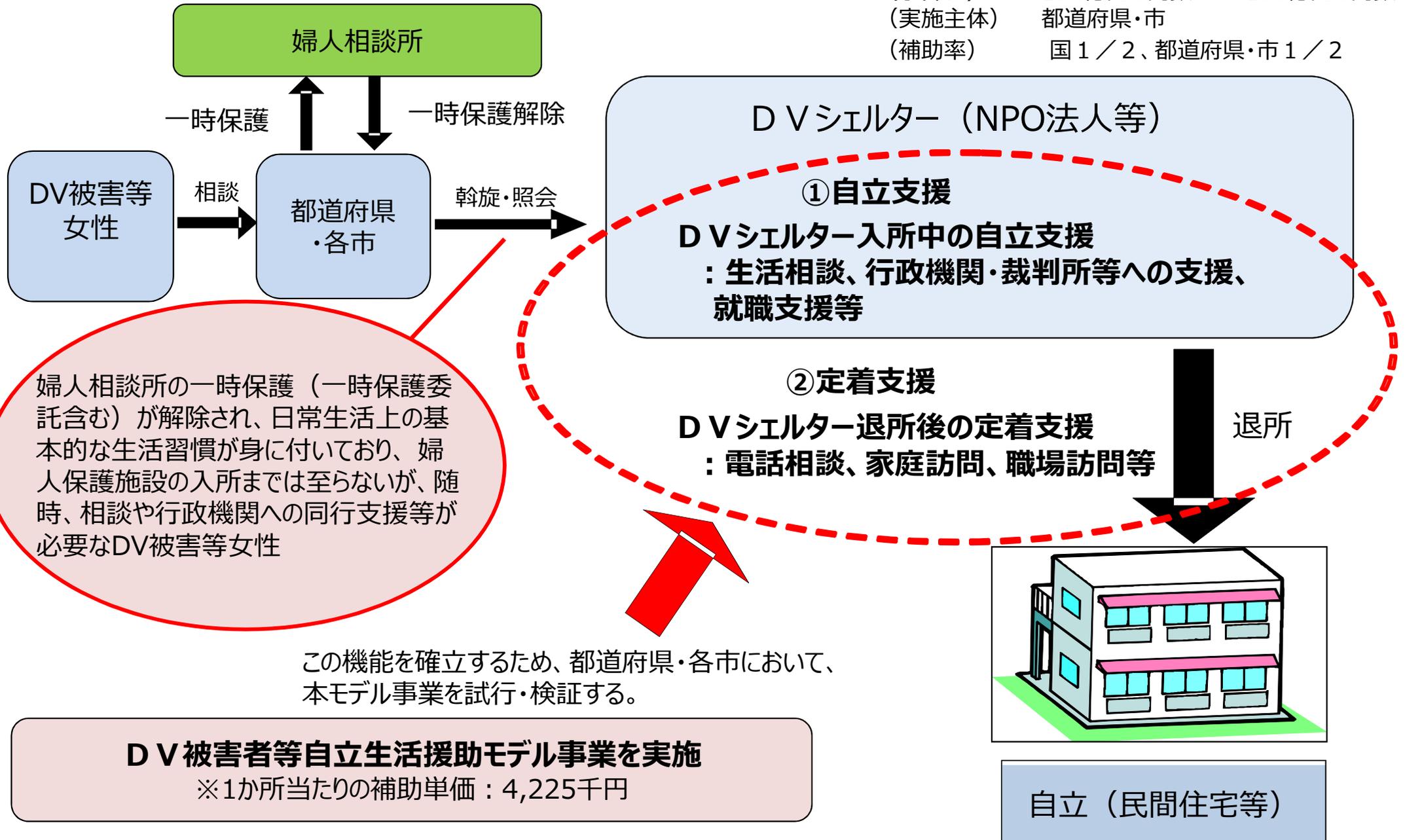
3. 事業に使用した土地・建物に関する状況

- ア. 面積(土地・建物)、部屋・設備等
- イ. 一世帯当たりの居室面積
- ウ. 賃借の場合は、一ヶ月当たりの家賃

DV被害者等自立生活援助モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

(予算額) 154億円の内数 → 159億円の内数
 (実施主体) 都道府県・市
 (補助率) 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2



※DV被害等女性：DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象とする。

(実施状況) H26年度:3カ所 H27年度:4カ所 H28年度:1カ所 H29年度:1カ所

子発 0528 第 1 号
平成 30 年 5 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

平成 30 年度若年被害女性等支援モデル事業の実施について

様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う仕組みを構築するため、今般、別紙のとおり「平成 30 年度若年被害女性等支援モデル事業実施要綱」を定め、本年度において実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、都道府県知事におかれては婦人相談所等の関係機関及び管内市区町村に対して、指定都市市長及び中核市市長におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

平成30年度若年被害女性等支援モデル事業実施要綱

1 目的

若年被害女性等支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、実施主体は事業の一部（4（2）の事業を除く）について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。）に委託することができる。

3 対象者

本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年被害女性等」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

都道府県等は、以下の（1）及び（2）の事業を行うことを必須とし、（3）及び（4）の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。

なお、（1）から（4）の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに通告するものとする。

（1）アウトリーチ支援

都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

① 夜間見回り等

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施する。また、出張相談など若年被害女性

等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年被害女性等や居場所を利用していただいていた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、夜間見回りや面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、原則として、夜間見回り先や面談実施場所等の市区町村が実施機関として福祉サービスの調整を行う。

(2) 関係機関連携会議の設置

都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。なお、会議は原則として月1回程度開催することが望ましい。

(3) 居場所の提供に関する支援

都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。

② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、4の(1)アウトリーチ支援の相談対応職員を活用するなど見守り体制を確保すること。

なお、都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできることとする。

③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備しなければならない。

④ 留意事項

ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、原則として、居場所がある所在地の市区町村が実施機関として福祉サービスの調整を行うこと。

ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳等）を利用している者を居場所で支援した場合は、居場所がある所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村は既福祉サービス提供市区町村と調整等を行い、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

エ 居場所で長期に支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合うなどして、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は計画策定への助言や策定会議への出席等により、情報を共有するとともに計画の内容を確認すること。

(4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき自立に向けた以下の支援を実施する。

- ① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ③ 生活資金（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ④ その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

5 留意事項

都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において定めること。

なお、関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについても、

支援開始時点等に利用者から同意を得ておくこと。

6 事業計画書の提出

都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について国の補助を受けようとする時は、別紙様式1により協議し、承認を受けるものとする。

7 実施状況報告書の提出

都道府県等は、本事業の実施状況について、別紙様式2により翌年度4月末日までに提出すること。

8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して4の(1)の②、(3)及び(4)の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

(別紙様式1)

(西暦) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

印

〇〇年度 若年被害女性等支援モデル事業に関する事業計画書

1. 事業の実施時期

2. 事業委託先(予定)の概要

- ・団体名、代表者名
- ・住所、連絡先
- ・活動実績

3. 年間の支援対象見込み数

- ・アウトリーチ支援 人
- ・居場所の提供支援 人
- ・自立支援 人

※予定する活動エリアでの現状や民間団体など実績等を参考に記載して下さい。

4. 事業計画の内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の方法(支援方法、活動エリア、回数、支援員の数等)

②相談及び面談の方法(相談の受付方法、面談の方法、対象者の見込み人数等)

(2) 関係機関連携会議の設置

①参画を見込んでいる関係機関

②連携会議での取組(計画)内容(実施予定回数についても記載)

(3) 居場所の提供に関する支援

①居場所の状況（場所、建物の形状等）

②支援方法

③職員の配置状況

(4) 自立支援

①支援方法（居住の確保の方法、就労支援の方法等）

②関係機関との連絡・調整方法（地域との関わり方なども見込まれる場合は記載）

5. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

(別紙様式2)

(西暦) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

印

〇〇年度 若年被害女性等支援モデル事業に関する実施状況報告

1. 事業委託先

- ・団体名、代表者名

2. 事業実績内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の実施状況 (支援回数、支援対象者数、活動状況を具体的に記載)

②相談及び面談の実施状況 (活動状況を具体的に記載)

<相談件数> (延べ件数) ※事業開始から年度末までの件数

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談件数							

<年齢別相談件数> (延べ件数) ※事業開始から年度末までの件数

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
相談件数							

②関係機関との連携状況 (公的機関へつないだ件数等も記載)

(2) 関係機関連携会議の設置

①参画した関係機関

②実施状況（回数含む）

(3) 居場所の提供に関する支援

①宿泊を伴う保護人数

- ・短期： 人
- ・長期（2週間以上）： 人

<年齢別保護人数>

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	計
保護人数 (短期)						
保護人数 (長期)						

<保護した女性の主訴>

主訴 (人数)	虐待	性暴力	AV出演強要	JKビジネス
主訴 (人数)	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ
主訴 (人数)	貧困	デートDV	妊娠	その他

②関係機関との連携状況

③未成年者への対応状況

(4) 自立支援

①支援状況（具体的に記載）

②関係機関との連携状況（公的機関へつないだ件数等も記載）

3. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10 <1か所当たりの補助単価> 10,554千円 (①~④全て実施)

<モデル事業イメージ>

都道府県・市・特別区



★4つのアプローチで若年(被害)女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の一部(②除く)を委託可能

民間団体



国

補助

① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設(電話・メール・LINE)

③ 居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④ 自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

② 関係機関連携会議の設置等 (関係機関との連携)

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ(同行支援を含む)

婦人相談所

民間支援団体

児童相談所

福祉事務所

自立相談支援機関(生活困窮者制度)

警察

DVセンター

男女共同参画センター

婦人保護施設

医療機関

労働関係機関

若年被害女性等

(JKビジネス被害者等)
(家出少女・AV出演強要)



雇児総発0727第1号
雇児福発0727第1号
雇児母発0727第1号
平成23年7月27日

各
〔都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市
特別区〕
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

家庭福祉課長

母子保健課長

妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口については、「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」（平成19年4月5日付雇児総発第0405001号）などにより周知を依頼しており、また、平成23年7月20日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」においては、日齢0日児の死亡事例が報告され、妊娠等について悩みを抱える者のための相談体制の充実などが提言されたところである。

しかし、これらの妊娠等に関する相談窓口については、妊娠等について悩みを抱える者のみならず、医療機関を始めとする関係機関に対しても周知が必ずしも行き届いていないことや、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、ひとつの相談機関で完結することは困難であることなどから、種々の相談機関の連携が必要であることを踏まえ、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、下記についてご対応いただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にご周知願いたい。

なお、妊娠等に関する相談窓口の周知に当たっては日本医師会・日本産婦人科医会等の関係団体に別途協力を依頼している。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知について

妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、妊娠等に関する相談窓口であることを明示して周知を図ること。

その際、既に設置している女性健康支援センター、児童相談所等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関や薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等で連携を図りたい。周知方法としては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。

2 各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下に留意しつつ対応すること。

- (1) 相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。
- (2) 相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談を繋ぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること（別紙1～3参照）。
- (3) 関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談を繋げることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目のない援助を行うこと。

3 保護・支援制度の活用

相談の結果、出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援が必要となった場合は、各相談機関から、児童相談所、婦人相談所又は福祉事務所を通じて、助産施設への入所、里親への委託、乳児院、母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所等により、当面の安全確保、妊娠・出産の支援、母子の生活の支援、子どもの保護・養育等を実施すること。

4 体制整備のための支援

本通知に基づく体制整備にあたっては、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等により連携体制を十分検討することが必要である。なお、この仕組みの立ち上げや立ち上げ後の周知のための経費については、「安心こども基金」の「児童虐待防止対策の強化」として支出して差し支えないことを、念のため、申し添える。

また、女性健康支援センターにおける妊娠の相談体制の整備及び広報については、「母子保健医療対策等総合支援事業」を活用いただけることを申し添える。

(別紙1)

<各相談機関に求められる役割(範囲)>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各機関に求められる役割等は、それぞれ次に掲げるものと考えられるので、他の機関との役割の違い等を認識し、適切な対応を行うとともに、相互の連携に努めること。

(1) 女性健康支援センター

① 目的・役割

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立することとされている。

② 妊婦からの相談について

身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導を行うこととされており、平成23年度から、特に妊娠に悩む者に対する専任相談員を配置することができる。また、対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配付する等広報活動を積極的に行うこととされている。また、相談を受けるに当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的に配慮し、適切に他機関との連携を図ることが必要とされている。

(2) 児童相談所

① 目的・役割

児童福祉法においては、児童及び妊産婦の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な調査、判定、指導を行い、児童の一時保護を行うほか、これらに付随する業務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出産後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めることとされている。また、子どもの出産前であっても必要な場合には要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の対応について検討することとされている。

子どもが出生後に支援の必要が見込まれる場合は、相談を受理した段階で児童記録票を作成し、一貫した指導・援助の経過を残すほか、出生後の養育が困難と見込まれる場合には、養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である。

(3) 都道府県・市町村の母子保健相談窓口（保健所・保健センター）

① 目的・役割

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、母子保健に関する知識の普及に努めることとされている。また、市町村は、妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導等を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

市町村保健センターは、妊婦の相談内容に応じて保健所や児童相談所、医療機関等と連携を図りながら、必要に応じて妊婦が子どもの出生後に養育支援を受けながら育てられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

子どもの養育が非常に困難である等の相談については、児童相談所との連携の下、妊婦が養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度等についての知識を得て選択できるよう支援し、医療機関との連携の下、妊娠・出産期における妊産婦の健康を支援する必要がある。

(4) 福祉事務所

① 目的・役割

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

生活保護法においては、生活に困窮している方に対し、食費をはじめとする日常生活に必要な費用としての生活扶助、家賃等としての住宅扶助、出産費用としての出産扶助など、困窮の程度に応じて必要な保護を行うこととされている。また、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けられない場合には、助産施設に入院し、出産に要する費用を助成することとされている。

配偶者（パートナー）からの暴力、借金、家庭不和などの相談を受けた場合には、婦人相談員が対応し、必要に応じて婦人相談所と連絡を取り、被害者の保護を行う。さらに、母子自立支援員による自立支援相談や母子生活支援施設への入所決定などを行っている。

(5) 婦人相談所

① 目的・役割

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性についての相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的判定等を行い、必要に応じて、当該女性及び同伴家族も含め一時保護と婦人保護施設への入所措置を行う。

② 妊婦からの相談について

婦人相談所において、妊娠・出産を主訴とする相談のほか、配偶者からの暴力被害者や若年の未婚ケース、性暴力被害者など、多様な背景から生活困難な状況にありかつ妊婦である相談ケースについて対応する場合には、相談者の主訴について聞き取るだけでなく、家族背景や妊娠経過のほか、出産後の養育環境等も含め多方面からの調査・把握を行う。必要に応じて、医療機関、福祉事務所等適切な機関と連携するとともに、妊娠に悩む者の相談に応ずる職員を配置している「女性健康支援センター」や「保健センター・保健所」「児童相談所」等と連携するなどし、在宅ケースについては、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、必要な支援体制を確保することが望ましい。

(別紙2)

<各保護・支援制度の概要>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。助産施設は、病院、診療所、助産所であり、入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

(2) 里親、養子縁組

里親制度は、保護者のない児童又は何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童を家庭的環境の下での養育を委託する制度。養育里親研修を受講した者を都道府県等が認定し、児童相談所が子どもと里親との適合を行い、委託する。

里親には、養育里親や、養子縁組を希望する里親がある。

特に、乳幼児は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、心身の成長や発達には不可欠であるため、家庭的な養育環境を提供することが必要である。

養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠からの相談を含め、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は6ヶ月以上の養育状況を踏まえ、家庭裁判所の審判により成立し、戸籍上は養親の実子として記載されることになる。実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援が行え、実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係を作ることができる。

また、家庭裁判所の許可による普通養子縁組の制度もある。

(3) 乳児院

出産後、何らかの事情で家庭での養育が困難となった乳幼児を入所させて、養育し、退所した児童について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。入所中は、看護師、保育士や児童指導員など専門職員が、乳児の心身及び社会性の健全な発育を促進するための養育を行い、病気や障害のある子どもへの対応や親支援を行う。児童相談所が入所措置を行う。

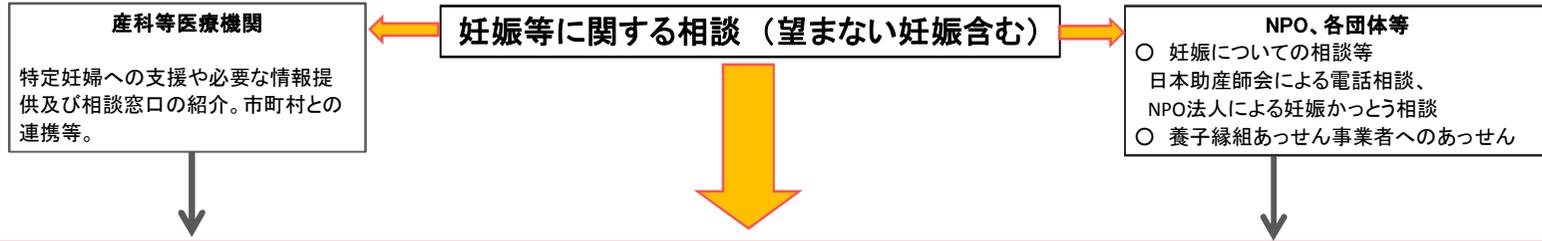
(4) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

(5) 婦人保護施設

配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性及び同伴家族を入所させ、保護及び自立のための支援を行う。妊産婦も入所できる。措置による入所の他、婦人相談所の判断により、一時保護の委託先としても入所できる。



妊娠等に関する相談窓口 ※各都道府県等で設置、周知

相談窓口

女性健康支援センター	児童相談所	保健所	市町村保健センター	福祉事務所	婦人相談所
<ul style="list-style-type: none"> 女性のライフステージに応じた健康相談(妊娠、出産に係る悩みについての相談を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 養育困難にかかる相談施設入所 特別養子縁組を含む里親委託 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等についての相談) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等についての相談) 妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健 	<ul style="list-style-type: none"> 下記についての相談・対応生活相談(生活保護申請) 児童家庭相談(家庭児童相談室等) 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等の相談(婦人相談員) 入院助成制度の利用 母子生活支援施設の入所 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等被害者(福祉的支援の必要な妊産婦含む)への相談・対応・保護
<p>設置数</p> <p>40か所(国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む)(平成22年度)</p>	<p>設置数</p> <p>205か所(平成22年度)</p>	<p>設置数</p> <p>都道府県 374か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区23か所(平成22年4月1日現在)</p>	<p>設置数</p> <p>2726か所(平成20年10月現在)</p>	<p>設置数</p> <p>全国1242か所(平成21年10月1日現在)</p>	<p>設置数</p> <p>全国49か所(平成22年4月1日現在)</p>
<p>実施主体</p> <p>都道府県・指定都市・中核市</p>	<p>実施主体</p> <p>都道府県・指定都市・児童相談所設置市</p>	<p>実施主体</p> <p>都道府県・政令市・中核市・特別区</p>	<p>実施主体</p> <p>市区町村(特別区を含む)、政令市</p>	<p>実施主体</p> <p>都道府県・政令市・中核市・市(特別区含む)・福祉事務所を設置する町村</p>	<p>実施主体</p> <p>都道府県</p>

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

保護・支援制度

<p>助産施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。 例)生活保護世帯、市町村民税非課税世帯。また、所得税課税世帯の妊産婦で所得税8,400円までの者(出産一時金が42万円以上(産科医療保障制度3万円含む)以上支給される者を除く) <p>施設数</p> <p>461か所(定員3,621人)(平成22年3月末現在)</p> <p>利用決定機関</p> <p>福祉事務所</p>	<p>里親</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を委託する制度 <p>設置数</p> <p>委託里親数2,837人(平成22年3月末現在)</p> <p>措置機関</p> <p>児童相談所</p>	<p>養子縁組(特別養子縁組・普通養子縁組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通養子縁組:家庭裁判所の許可により成立。(民法第792条以下に規定) 特別養子縁組:家庭裁判所の審判により成立。実親との親子関係が終了する。 里親が養子縁組を希望し、子どもが適合する場合には、児童相談所は里親委託から、養子縁組への移行を支援する。 望まない妊娠で保護者の養育できない・しない意向が明確な場合、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託の方法が有用。 	<p>乳児院</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設 <p>設置数</p> <p>全国124か所(平成22年3月末現在)</p> <p>措置機関</p> <p>児童相談所</p>	<p>母子生活支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者のいない女性とその監護すべき児童を入所させ、生活を支援する。 ※ 都道府県婦人相談所が一時保護の委託契約を締結していれば妊産婦の保護も可能で、出産後も母子入所継続が可能。 <p>施設数</p> <p>272か所(定員5,430世帯)(平成22年3月末現在)</p> <p>利用決定機関</p> <p>福祉事務所</p>	<p>婦人保護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。 (妊産婦の保護も可能。必要であれば、新生児も含め子も同伴入所可能。) <p>施設数</p> <p>全国49か所(定員1387人)(平成22年4月1日現在)</p> <p>措置機関</p> <p>婦人相談所</p>
--	--	--	--	--	---